

令和2年

第3回教育委員会会議

議案（第3号）

秋田県教育委員会

議案第3号

秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和50年秋田県条例第15号）第3条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	西村 美智恵	家庭教育	令和2年2月6日～令和3年7月8日

令和2年2月6日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県立博物館協議会の委員の転出による退任のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立博物館協議会委員

(任期：令和元年7月9日～令和3年7月8日)

(令和2年2月6日現在)

No.	氏名	分野(役職名)	性別	地域	年齢	備考
1	にしむら みちえ 西村 美智恵	家庭教育 (大仙市立高梨小学校PTA副会長)				新規
2	あらかわ やすかず 荒川 康一	学識経験者 (秋田魁新報社編集局文化部部長代理)				1期目
3	おおとも ひろみ 大友 ひろみ	利用者 (博物館ボランティアアイリスの会会員)				1期目
4	かとう かおる 加藤 薫	学校教育・社会教育 (潟上市連合婦人会理事/飯田川婦人会副会長)				1期目
5	ごとう せつこ 後藤 節子	学校教育・社会教育 (あきた子どもネット代表理事)				1期目
6	さかい ひろあき 酒井 宏彰	学識経験者 (東日本旅客鉄道株式会社秋田支社総務部長)				2期目
7	さとう かずみ 佐藤 和実	学校教育・社会教育 (秋田県立秋田西高等学校校長)				1期目
8	さとう はづき 佐藤 はづき	利用者 (由利本荘市民俗芸能伝承館まいーれ職員)				2期目
9	すがわら かすみ 菅原 香寿美	利用者 (公募委員)				1期目
10	とよた ひろかず 豊田 浩一	学識経験者 (日本放送協会秋田放送局副局長)				1期目
11	ほしざき かずひこ 星崎 和彦	学識経験者 (秋田県立大学教授)				2期目
12	まつはし むつこ 松橋 むつこ	学校教育・社会教育 (北秋田市教育委員会生涯学習課生涯学習相談員)				1期目
13	もりした せつこ 森下 勢津子	利用者 (公募委員)				2期目

地域別			
地域	男	女	計
県北	0	1	1
中央	5	6	11
県南	0	1	1
計	5	8	13

※女性比率 61.5%

分野別			
分野	男	女	計
学校教育・社会教育	1	3	4
家庭教育	0	1	1
学識経験者	4	0	4
利用者	0	4	4
計	5	8	13

年代別			
年代	男	女	計
10代	0	0	0
20代	0	0	0
30代	0	3	3
40代	3	1	4
50代	2	0	2
60代	0	3	3
70代	0	1	1
計	5	8	13

※平均 53.3歳

令和2年

第3回教育委員会会議

議案（第4号）

秋田県教育委員会

議案第4号

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、秋田県銃砲刀剣類登録審査委員を次のとおり任命する。

	氏名	職業	任期
1	浜松 貞人	無職	令和2年4月1日～令和4年3月31日
2	池田 吉男	会社役員	令和2年4月1日～令和4年3月31日
3	武田 卓明	会社員	令和2年4月1日～令和4年3月31日
4	小西 宏彦	無職	令和2年4月1日～令和4年3月31日

令和2年2月6日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が令和2年3月31日付けで満了するので、その後任の委員を任命する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員候補者の略歴

※個人情報保護のため非公開

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号） 〈抄〉

（登録）

第十四条

都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年三月十日文化財保護委員会規則第一号） 〈抄〉

（登録審査委員）

第二条

法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条

登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあたっては、次条の鑑定の基準に従って公正に行なわなければならない。

登録審査委員任命要綱

平成 1 2 年 3 月 3 1 日
秋田県教育委員会教育長裁定

(設置)

第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 3 項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和 3 3 年文化財保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録審査委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 委員は、法第 1 4 条第 3 項及び規則第 3 条の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて、火縄式鉄砲等の古式鉄砲及び刀剣類の鑑定を行う。

(定数)

第 3 条 委員の数は、5 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。